(t) 翻訳及び通訳のサービス（CPC八七九〇五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				
(t) 郵送先名簿の編集及び郵便物の発送のサービス（CPC八七九〇六）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				
(t) 専門デザイン・サービス（CPC八七九〇七）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。				
2 通信サービス A／B 郵便又はクーリエ・サービス（注）	注　郵便又はクーリエ・サービスの提供者は、関係する形態のサービスの運送に係る許可又は登録の要件に従わなければならない。信書（印刷物、小包、物品その他の品目を含む。）の送達は、クーリエ・サービスの分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。（11 運送サービス」参照）				
	特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次のいずれかの信書便物の信書の送達のサービスを提供する事業をいう。 (a) その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物 (b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物 (c) その料金の額が千円を超える信書便物	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	特定信書便事業によって提供される信書の送達のサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
C 電気通信サービス					
基本電気通信サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。 注　日本電信電話株式会社への直接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。日本電信電話株式会社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。				
(a) 音声電話サービス（CPC七五二一）					
(b) パケット交換データ伝送サービス（CPC七五二三＊＊）					
(c) 回線交換データ伝送サービス（CPC七五二三＊＊）					
(d) テレックス・サービス（CPC七五二三＊＊）					
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。				
	日本国は、次に定める追加的な約束を履行する。				

(f) ファクシミリ・サービス（CPC七五二一＊＊、七五二九＊＊）	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	
(g) 専用回線サービス（CPC七五二二＊＊、七五二三＊＊）			
(o) その他			

追加的な約束

適用範囲

この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。

定義

この追加的な約束において、

(a) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(b) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、日本国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii) サービスの提供において代替することが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(f) 「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。

(g) 「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者以外の電気通信事業者をいう。

1 競争条件の確保のためのセーフガード

1.1 電気通信における反競争的行為の防止

単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

1.2 セーフガード

1.1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b) 電気通信サービスを提供するに当たり、特定の者に対して不当な差別を行うこと。

(c) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(d) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

2 相互接続

2.1 確保すべき相互接続

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者と他の電気通信回線設備との相互接続を確保する。

2.2 主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。

主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。